

(仮称)熊本市環境影響評価条例(素案)のパブリックコメント結果

【概要】

- 1 意見募集期間 令和6年(2024年)10月11日(金)～
令和6年(2024年)11月11日(月)
- 2 ご意見の件数 提出された方の人数 11名 ご意見の件数 36件
- 3 結果公表期間 令和6年(2024年)12月20日(金)～
令和7年(2025年)1月20日(月)
- 4 ご意見に対する対応状況
- ① 補足修正 2件、② 既記載0件、③ 説明・理解30件、④ 事業参考0件、
⑤ その他の意見 4件

5 ご意見とそれに対する本市の考え方(概要)

| 項目 | ご意見の内容(要約) | 本市の考え方 |
|--|--|--|
| (配慮書の送付部数) 規則第6条 【デジタル化】 | デジタル社会推進及び熊本市での業務の合理化のため、配慮書の送付の際には、紙資料に併せて電子情報(PDF等)での提出を求めることを規定してはどうか。 | ご意見を踏まえ、配慮書をはじめとする環境影響評価図書については、電磁的記録での提出も求めることを規定します。 |
| (対象事業に係る判定) 条例第11条 第5項 【判定手続】 | 当該規定では、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨(必要がない旨)及びその理由については事業者へ通知することとなっているが、その判定結果及びその理由の骨子については市民向けに公表することを規定していただきたい。 【理由】 市長は、「審査会の意見」及び「市長の判定」の内容について市民等への説明責任を有するため。 | ご意見を踏まえ、環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨(必要がない旨)及びその理由について、事業者へ通知した内容は公表することを規定します。 |

| 項目 | ご意見の内容(要約) | 本市の考え方 |
|---|---|---|
| (対象事業に係る判定) 条例第11条 【判定手続】 | 規則(案)「別表第1」の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項(2)に該当する事業の「市長が認めるとき」に該当するかの判断は、スクリーニング手続と法令上同一の効果を有するため、手続(処分)を、異なる手続で進めることは不適切であるため、「別表第1」の8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 21の項(2)の事業者に対して、「スクリーニング判定」と同様の手続がとられるよう、必要な修正を行っていただきたい。また、これらの「審査及び運用の基準」等についても具体的にどのような手続で定めるかを施行規則に規定していただきたい。 | スクリーニングや地下水涵養の取組による環境影響評価の要否の基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただき、その上で、規定の見直しを検討いたします。 |
| (対象事業) 規則別表第1 8、9、10、 11、12、13、 15、21の項 の(2) 【地下水涵養 の取組】 | 第1種事業の要件及び第2種事業の要件のうちエ～カについては現在の規定で要件に該当するかどうかを判断することは困難であることから、この判断が可能となるよう、別途、「審査運用基準」を定めることとして、必要な規定を追加していただきたい。また、これは、行政手続法上の「審査基準」に該当するため、パブリックコメントを経て決定し、公表していただきたい。 | スクリーニングや地下水涵養の取組による環境影響評価の要否の基準の考え方については、本条例の規定と行政手続条例との関係性を整理させていただき、その上で、規定の見直しを検討いたします。 ただし、別途基準が必要と整理した場合であっても、専門的な意見を求める必要があるため、パブリックコメントではなく、有識者等に意見を求めてまいります。 |